

令和2年度第1回伊勢原市社会福祉審議会 会議録

〔事務局〕 保健福祉部福祉総務課

〔開催日時〕 令和2年10月27日（火曜日）午後2時00分～4時30分

〔開催場所〕 伊勢原市役所 議会全員協議会室

〔出席者〕

（委員） 瀧澤俊也委員、神山光義委員、東奈美委員、中野美智子委員、小松均委員、秋澤孝則委員、新倉良一委員、橋本澄春委員、麻生要委員、仁藤三男委員、大杉あや子委員、中村政浩委員、若松操委員、福岡敦子委員、宮川進委員

（欠席） 橋本諭委員、大久保久美子委員

（事務局） 保健福祉部：黒石部長

福祉総務課：古清水参事兼課長、佐野主幹、小形係長、今井主任主事

障がい福祉課：鎮目課長、平井係長

介護高齢課：石井課長、佐伯担当課長、栗田主幹

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0人

《審議の経過》

（1）委員の自己紹介【別添資料1】

（2）職員の自己紹介【別添資料2】

（3）協議事項

（ア）会長・副会長の選出について【資料1】

（イ）第4期伊勢原市地域福祉計画の一部改定について【資料2】

（4）報告事項

（ア）第6期伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定について【資料3】

（イ）第8期伊勢原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について【資料4】

（5）その他

【会議概要（委員からの主な意見・質疑内容）】

(3) 協議事項

(ア) 会長・副会長の選出について

委員の互選により、東委員が会長、新倉委員が副会長に就任した。

(議長)

それでは、早速ですが、議事に従いまして、本日の議題を進めてまいりたいと思います。(3)(イ)第4期伊勢原市地域福祉計画の一部改定について に時間がかかることが予想されますので、先に(4)報告事項を行いたと思います。事務局よろしくお願ひします。

(4) 報告事項

(ア) 第6期伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定について

【事務局（障がい福祉課）より資料に沿って説明】

(議長)

御質問や御意見がありましたら頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

今回の大きなテーマとして、地域共生社会、人材確保、相談体制の支援といったところが強調されています。実際にどのような相談が現場でされているのか、共生をどうやって実現したらよいか、非常に難しいところです。委員の皆様が日々の生活の中で感じていることがあれば、意見として出していただければ幸いです。

(委員)

本当に難しい話題と考えています。少子高齢化による人口の減少や価値観が多様化したことで核家族化が進行しています。地域のつながりの希薄化、雇用形態の多様化、共同体の機能の低下、血縁や地縁もなくなっているところで、課題は非常に大きいと感じています。

生きづらさの背景にはいろいろあると、日頃の活動をしていて感じています。支援が届かない方、8050問題などいろいろあるかと思っています。

(委員)

地域で暮らせると言われても、家庭の問題、親の高齢化等があり地域で暮らしていけないという方も増えています。施設に入りたくても入れないという方が多いです。親の面倒を見られない状態で、地域で暮らしたいと思っても暮らせない、最後の砦である施設も受け入れられないという状態で、やはり地域社会を支える人材がない、相談体制を充実させるための人材育成には費用が必要になるといったとこ

ろで、非常に難しいと考えています。施設の運営をする立場としては、できることをできる限りやるしかないという現状です。

(委員)

私は障がい者の団体に所属していますが、一番不安なのが災害など緊急時の避難です。近所とできるだけ仲良くして、有事の際に助けてもらえるようにしておくことを心がけるようにしています。自治会からどんな協力を受けられるのか不明瞭なところがあります。日頃から支援する側と支援される側が顔見知りになれた方が良いと考えています。

私の団体も人が減っている状況で、若い人が入ってこない。障がい者はいるのですが、なかなか輪に入ってこないという状況です。団体の運営もいつまで続けられるかといったところが不安です。

(議長)

障がい者はいらっしゃる、しかし地域の活動に入ってこないということですね。地域共生社会を推進していく現状と逆行してしまっているということですね。

(委員)

確認の意味を込めて質問します。事務局から説明された3つの計画をひとつにまとめ、内容については伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会のなかで論議し、社会福祉審議会に報告するという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。現行の計画も3つの要素のうち「障がい者計画」は、障がい者が暮らしていく中で不便なところを良くしていくという総合的な施策、「障がい福祉計画」は、障がい福祉サービス、例えばデイサービスなどを利用するのに、どのような支援があり、どれだけの需要があるといった見込みを立てる計画、「障がい児福祉計画」は、18歳未満の児童を対象に障害福祉サービスがどのように利用され、どのような需要があるかという見込みを立てるものになります。

(議長)

ありがとうございます。それでは次に(4)報告事項(イ)第8期伊勢原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について事務局から説明をお願いします。

【事務局(介護高齢課)より資料に沿って説明】

(議長)

こちらも法改正を反映した計画の見直しとなっています。健康づくり、疾病、歯科診療といった先生方の御意見や、施設のサービス提供といった高齢者福祉の立場

の御意見もいただければと思います。

(委員)

リハビリを受けに高齢の方が多くいらっしゃいますが、昨今はコロナウイルスの影響で、むやみに病院に来ないよう案内をしているため停滞している状況です。リハビリに来られる方は、病院や外とのつながりがありますが、来られない方が地域の中でこういった形で過ごされているか分かりません。

地域共生社会を作っていくにあたり、高齢者の方々が地域で一緒に過ごしていく体制を整えないと、孤立死、孤独死といったことが起こってしまうかもしれません。伊勢原市はまだ地域のつながりがある方だと思いますが、コロナウイルスの状況下で外出しにくい、手を差し伸べにくい状況が続くと、どうになってしまうのかという心配があります。

(委員)

介護施設等で御家族と会うことができず連携が取れないということもあります。認知症カフェも行うことができず、リモートで情報共有を行っているという事例もあります。コロナウイルスの影響が長期化するという前提でケアの体制を考えなければならぬと考えています。

(委員)

歯科では在宅医療を推進しています。秦野市と伊勢原市は2市で1つの歯科医師会なので、秦野市と比較してしまうのですが、秦野市の方が利用状況が多く伊勢原市は少ないという状況です。PR不足や人材育成の必要性を感じています。特に人材育成の面では、往診に行く医師が少ないという状況があります。歯科の場合往診を行うことが少なかったため、現在体制の構築を行っているところです。

往診に行くことはハードルが高い部分もありますので、リモートで行うことも含め方策を考えているところです。

(委員)

健診を通して社会性と社交性を保っていくことが大事だと思います。元気なうちから老後を考えていけるような窓口があると良いと思います。

(議長)

コロナウイルスの状況下でさまざまな課題があると思います。健康づくりが介護予防の中に入ったということは、高齢の方が増え、重度化を防ぐ必要性がより一層出てきたという理解でよろしいですね。こういった整理をして計画をスムーズになるようにしていただければと思います。

(委員)

一番課題になっているのが人材確保の問題です。介護職員、看護職員の確保が難

しく、応募をしても集まらないという状況です。報酬が他の業種と比較して少ないというイメージと、介護の業務が大変だというイメージがあり、人材が集まらないということが事業運営上一番の課題となっています。

コロナウイルスの関係では、窓口面会を行っております。御家族の方にはエントランスホールで10分ほど面会を行うような形を取っております。イベントもなかなか行えない状況ですが、今後は増やしていければと考えております。利用者の方や御家族が楽しめるようなイベントを考えています。

(議長)

ありがとうございます。ここで、報告事項が終了した担当につきましては退席になります。

次に(3)協議事項(イ)第4期伊勢原市地域福祉計画の一部改定について事務局から説明をお願いします。

【事務局(福祉総務課)より資料に沿って説明】

(議長)

本日は、地域福祉計画の一部改定をこの内容で進めていくということの確認でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。今回の説明で気になる点がございましたら御意見承りたいと思います。

(議長)

内容面、特に資料の中で網掛けになっているところを中心に、御意見をいただければと思います。

(委員)

人材育成の部分で、本計画では地域福祉に係る講座を開催し人材育成を図っていくとなっていますが、それだけでは足りないのではないかと思います。福祉行政として人に対する投資を行ってほしいと思います。伊勢原市は自然環境に恵まれていて子育てや老後に恵まれた住みやすい地域だと思います。しかし、子育ての部分では幼稚園や保育園の保育士等が不足し待機児童が発生している、高齢者施設では施設の部屋はあるけど介護士が不足して入居ができないということが起きています。

保育士や介護士といった資格を取って市内で働いてもらう、そのために財政的な投資をしていただきたいなと思います。

(事務局)

ありがとうございます。福祉人材の育成、確保については大きな問題になってい

ます。しかし、今回の成年後見・権利擁護の部分を地域福祉計画に入れるということで、一部分の改定を行い成年後見・権利擁護推進基本計画に位置づけていきたいというものになります。地域福祉計画はあと2年ほどで全体の改定になりますので、その際には今、御意見いただいた内容は重要となりますので検討していきたいと思えます。

(議長)

今回の改定は事務局の説明のとおりですが、社会福祉審議会の意見としてこのような意見があったということ、他の審議会でも伝えていただければ幸いです。

(事務局)

今回は権利擁護の部分の改定となるので、御意見の反映は難しいところですが、成年後見・権利擁護推進の分野でも人材育成ということは課題のひとつであると認識しております。現在成年後見・権利擁護推進センターで市民後見人の育成を行い、1年半程度の時間をかけて育成を行っております。

後見人になっていただく方は親族が少なく専門職が後見人になるということが多いです。法改正によって成年後見制度の利用が増加しているということもあるので、専門職だけを行うには限界があるため、市民後見人や親族に制度を理解した上で後見人を担っていただく、さらに必要な人が不利益を被らないように、例えば民生委員の見守りの中で例えば「会話の内容が心配になる」「高額な契約をしてしまった」といった小さなことを拾っていき、地域の力を借りていくことで早い段階で支援につなげていくことができれば、人権を尊重し、住み慣れた地域で暮らしていくことができると思えます。

そういった意味でも、地域の方が制度を理解し、適切に成年後見制度につなげていけるような発信をしていきたいと考えています。

(委員)

地域で活動している中で、支援が必要な人を社会で支え合っていくということがなかなか難しいです。特に個人情報の関係で必要な情報が得られないことがあります。

そこは、私たち民生委員が地域を歩いて自分で地域の実情を探していくということが必要なのではと思えます。

中には昔ながらの考え方をしており「人のお世話になりたくない」と考える人もいます。そういった方もいますが、支援が必要な人を適切につなげていくということが大切だと考えています。

(委員)

成年後見制度の費用はどのような形になっているのでしょうか。

(事務局)

申し立ての時点から費用が発生し、後見人に対し報酬も発生し、金額は個人の状況や関わった内容によって裁判所が決定します。資産がない方に対しては市が助成金を出すという制度もあります。

(委員)

成年後見制度を円滑に進めるための協議体の設置と中核機関の設置について、人・モノ・金が必要になると思いますが、そのあたりは大丈夫でしょうか。

(事務局)

協議体と中核機関については、今回の計画の2年間で定義づけを行うということも含まれます。計画を立ててすぐに大きく変更するということは考えておりません。

4つの機能のうち、成年後見・権利擁護推進センターが現在既に行っていることも多くあります。資料49ページの「中核機関の機能と具体的な取組」のうち広報機能や相談機能はある程度進んでおります。特に相談については、市民、親族、医療機関、行政期間などから年間1,000件近くの相談を受けています。

成年後見を申し立てるにあたっては4親等以内の親族という基本的な考え方がありますが、核家族化の影響や、親族が遠方におり4親等以内の親族で申し立てをできる方がいない場合でも、成年後見制度を利用する必要性のあるケースについては、市長申し立てという形で行います。

現在の相談機能は、既に支援をしている方が中心に相談している状況です。計画に掲載している相談機能は、親族申し立てや親族が後見人になっている方について相談や支援をしていくという内容になっており、今までの相談機能では足りない部分が含まれます。

また、アンケートの結果から成年後見・権利擁護推進センターの認知度が低いところが課題になっています。今現在行っている広報機能を強化していき、ある程度充実してきた段階で人材育成に予算をかけていこうと考えています。

(委員)

中核機関の設置など大きく動かしていくにあたって、行政が行うのか、団体に委託等するのかといったところを含めて、形だけ決めても人・モノ・金がなければ事業を進めることができないと思います。例えば社会福祉協議会に委託するにしても丸投げではできない。

(事務局)

この計画を策定するにあたっては、社会福祉協議会の職員も尽力してくださいました。あと2年間で準備となっていますが、そのあたりについてもよく議論していきたいと思います。

社会福祉協議会には大変重いものをお願いしている状況ですので、きちんと依頼できる形にしたいと考えています。

(委員)

成年後見の類型「後見」「補佐」「補助」というのは誰が決定するのでしょうか。

(事務局)

医師の方に診断していただいて、どの類型に相当するかということを決めています。例えば、認知症の場合専門の先生に見てもらったりしています。

(委員)

専門の先生とはどのような定義なのか。

なぜこのようなことを聞くかという、成年後見制度を利用することで親族に利害関係が生まれます。医師に判断してほしいと言われるが、これは医療行為ではありません。長谷川スケールの点数で判断していいのか、総合的な判断を行わなければならないはずです。

そのためどのような基盤があって、どのように判断しているのか聞きたいです。

(議長)

おそらく行政というよりは厚生労働省などのレベルの話になってくると思います。市だけでは決めることができない問題だと思われれます。

委員のおっしゃるとおり医師だけで判断するというのは難しいと思いますが、そのあたりの話は行政で議論をしているのでしょうか。

(事務局)

今までそのような議論はしてきておりません。

(議長)

市レベルというよりは県や国レベルとなりますが、議論が行われているという情報もないですか。

(事務局)

成年後見制度には、介護高齢課、障がい福祉課、成年後見・権利擁護推進センター、福祉総務課が関わっていますが、福祉総務課にそういった情報は入ってきていないです。

(議長)

この問題はかなり難しい問題だと思いますので、情報がありましたら提供していただければと思います。

(事務局)

担当とも連携を密にしますので、何かありましたら情報提供します。

(議長)

今後の予定はどのようになっているでしょうか。

(事務局)

11月にもう一度審議会を開催したいと考えておりまして、その際にはもう少し詳細を提供できるのではないかと思います。

(議長)

本日の議論を受けまして、次回の会議の際にさらに御意見をいただければと思います。

それでは事務局にお返しいたします。

(事務局)

事務局から連絡事項です。

第2回社会福祉審議会については11月下旬を予定しております。日程につきましては決定次第ご連絡いたします。

それでは閉会のあいさつを新倉副会長にお願いします。

【副会長閉会挨拶】